

耐震改修工事

まず耐震診断が必要です
→耐震診断も助成制度あり

① 助成対象確認申請(申請者)

当年度12月26日まで
申請される方に必要書類をお渡します。

助成対象確認通知(区)

改修計画作成契約(申請者)

助成対象確認通知(区)の発行以降

改修計画作成(申請者)

耐震改修工事契約(申請者)

② 耐震改修着手申出(申請者)

耐震改修工事実施(申請者)

耐震改修工事現地確認(区)※1

※2 現地確認(区)を2回行う場合があります。

③ 完了実績報告(申請者)

当年度3月10日まで

助成金交付決定通知(区)

④ 助成金請求(申請者)

助成金振込(区)

振込までに期間を要します。ご了承ください。

現地確認(区)も含む
2週間

2週間

2ヶ月

【注意事項等】

◆区から「助成対象確認通知」が発行される前に契約または工事着手をした場合には、助成対象不承認となります。

◆提出期限を過ぎると、助成金を受けられない場合がございます。

◆(原本)と記載ある書類は、3か月以内に発行された書類をご提出ください。コピーは不可です。

◆申請書等について、記入した内容に誤りがあり訂正する場合は、当該部分に二重線を引いてください。

※請求書は、記載し直した上で再度ご提出いただく必要があります。

◆助成対象確認通知を受けた後、申請内容に変更が生じる場合は、変更手続きが必要となりますので耐震化担当までお問い合わせください。(例:申請者の住所変更等)

◆申請手続きを代理者が行う場合は、助成対象確認通知書及び助成金交付決定通知書を代理者に郵送します。

墨田区木造住宅耐震改修工事助成提出書類チェックシート

◆ 助成対象要件

- ☐耐震診断(評定取得したもの)の結果、耐震性が不足していると判断された建物
- ☐次のうち、墨田区内にある平屋建てまたは2階建ての木造住宅(主要構造部の過半が木造でかつ延べ面積の過半が住宅の用途)
 - ↳【旧耐震】昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - ↳【新耐震】昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に着工されたもの
- ☐個人または中小企業者であること(申請者が木造住宅の所有者でない場合は、所有者の承諾を得ていること)
- ☐耐震改修工事を対象とした同種の助成を受けていない建物
- ☐宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的とした工事でないこと
- ☐申請者が住民税を滞納していないこと

① 助成対象確認申請(申請様式は区のホームページから取得出来ます)

- ☐確約書
- ☐耐震改修工事助成対象確認申請書(第1号様式)
- ☐建築年月日等が確認できる書類及び建物の所有者がわかる書類
 - ↳例:建物の登記簿全部事項証明書(原本)…法務局で請求
 - ↳例:家屋課税台帳の写し(原本)…都税事務所で請求
- ☐建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- ☐建物全体の写真(建物全景が写るよう、撮影できる範囲で)
- ☐工事計画を示す図書(目標とする評点、敷地内の建物と道路、概算工事費程度)
- ☐完納済み住民税納税証明書(前年度の原本)または非課税証明書(前年度の原本)
- ☐住民税納税証明書の提出に係る確認書(★助成対象確認申請時に完納済み住民税納税証明書が提出できない場合)
- ☐消費税についての確認書(個人)
 - または消費税仕入税額控除確認書(法人または個人事業者)

該当者

- ☐高齢者等を証する書類(例:免許証、保険証、身体障害者手帳などの写し)
- ☐法人登記事項証明書(原本)(申請者が法人の場合)
- ☐承諾書及び印鑑証明書(原本)(共有者が他にいる場合または申請者が所有者でない場合)※押印必要
- ☐委任状(助成金を受けられる方が複数の場合または申請手続きについて代理者が行う場合)※押印必要

② 耐震改修着手申出

耐震改修契約後、直ちに下記書類を提出してください。
必ず、着手の7日前までに提出して下さい。

- ☐耐震改修工事助成着手申出書
- ☐工事工程表
- ☐工事計画図(補強計画、敷地内の建物、道路も明示)及び補強計算書(現状及び補強案)
- ☐工事内訳書(工事内容・費用が明記してあること)

③ 完了実績報告(工事の支払い完了後にご提出ください)

- ☐耐震改修工事助成金交付申請書兼完了実績報告書(第22号様式)
- ☐耐震改修計画作成及び耐震改修工事に係る契約書の写し
- ☐耐震改修計画作成及び耐震改修工事の契約に係る領収書の写し
- ☐撮影日を確認することができる耐震改修写真(改修前後の建物全景、施工部分ごとに実施内容を視認できること)
- ☐耐震改修実施工事図及び補強計算書
- ☐工事完了確認者の資格証の写し
- ☐工事内訳書(着手申出時から変更があった場合)
- ☐高齢者等が居住する事を証明する書類(例:住民票の写し(原本)など(工事完了日以降の日付が確認できるもの))

該当者

④ 助成金請求(③と一緒に提出可)

- ☐耐震改修工事助成金交付請求書(第31号様式)

※1 耐震改修工事現地確認

- ・工事が行われている事を確認するために区職員が伺います。その際には工事完了確認者の立ち会いをお願いします。
- ・現地確認日の確保ができましたら、2週間前を目安に区(03-5608-6269)までご連絡ください。

※2 1回目の現地確認で確認が行えない場合

- ・完了実績報告までに再度確認が必要となります。
- ・立ち会いが必要となりますので、※1同様にご連絡をお願いします。

助成率と助成額（耐震改修工事）

耐震改修の助成対象費用は、「計画作成等（設計・完了確認）の費用」と「工事の費」です。
助成を受けるには、耐震性能（上部構造評点：Iw 値）を 1.0 以上にする工事である必要があります。工事計画は、地震に対する安全性や費用を踏まえ、建築士や工事業者とよく相談して決めましょう。

既存住宅に、次の 2 点に該当する状況が存在する場合には、助成金の交付申請時までには是正することが条件となります。

住宅の建つ敷地が、建築基準法上の道路に 2 m 以上接道していない。

住宅の一部が、建築基準法上の道路内に突出している。

耐震改修工事（上部構造評点：Iw = 1.0 以上にする工事）

対象区域は「区内全域」です。緊急対応地区内・外により助成限度額が異なります。

（緊急対応地区：北部地域、本所三丁目、東駒形二丁目、東駒形三丁目、横川二丁目）

対象区域	緊急対応地区内	
費用内訳	計画作成費	工事費
助成率	10/10	1/2 3/4 5/6
助成限度額	最大 20 万円	最大 ・ 150 万円 170 万円
助成額合計	最大 ・ 170 万円 190 万円	

対象区域	緊急対応地区外	
費用内訳	計画作成費	工事費
助成率	10/10	1/2 5/6
助成限度額	最大 10 万円	最大 60 万円 100 万円
助成額合計	最大 70 万円 110 万円	

【助成の区分】

一般の場合

一般かつ助成対象住宅が指定道路沿道にある場合

高齢者等居住の場合（65 歳以上、身体障害者手帳 1 級もしくは 2 級、愛の手帳 1 度から 3 度までの方が居住する場合）

または、以下に示す他課事業を併用した場合

【障害者福祉課】住宅設備改善費助成

【介護保険課】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給

【高齢者福祉課】高齢者自立支援住宅改修助成

【住宅課】民間賃貸住宅改修支援事業

担当：墨田区不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当

電話：03 - 5608 - 6269（直通）（内線 3963）